

(別表) あいち消費者安心プラン2024 数値目標等

目 標	数値目標等		
	項 目	現状（2018年度）	目標（2024年度）
《 1 》 消費者被害の救済・ 未然防止の強化	消費生活相談あつせん解決率	88.3%	95%以上
	消費者被害防止に取り組む高齢者等の 見守りネットワークの人口カバー率	17.9%	85%以上
	悪質事業者に対する厳正な法執行	適正に実施 (処分件数1件)	適正に実施
	商品等の表示に係る店頭調査件数	36件	40件 (毎年度)
《 2 》 主体性のある消費者 の育成	消費者教育教材「社会への扉」を 活用した実践的授業の実施率	県立高等学校 21.5% 県立特別支援学校 3.4% 私立高等学校等 0%	県立高等学校 100% 県立特別支援学校 100% 私立高等学校等 70%以上 (毎年度)
	「消費者教育担い手(団体等)リスト」 の登録件数	76件	100件以上
	ウェブサイト「あいち暮らしWEB」 へのアクセス件数	427,111件 (2015~2018年度平均)	430,000件 (毎年度)
	エシカル消費ポータルサイトへの アクセス件数	—	5,000件 (毎年度)
	SNS等のフォロワー件数	781件 (2020年2月末現在)	1,500件
《 3 》 消費生活の安全・ 安心の確保	HACCPに基づいた自治体認定制度 に基づく新規認定施設数	89施設	5施設 (毎年度)
	家畜保健衛生所による県内畜産農家 (小規模を除く)への立入検査実施率	100%	100%
	消費者事故の未然防止に向けた 情報発信回数	60回	100回以上 (毎年度)

具体的施策一覧

(担当課室は、2020年4月1日現在)

目標1 消費者被害の救済・未然防止の強化

取組1 県と市町村が連携した地域の消費者問題解決力強化

(1) 愛知県消費生活総合センターの機能強化（地域における中核的相談機関）

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
1	専門分野チーム・研究会における調査・研究	広域性・専門性の高い相談に的確に対応するため、消費生活相談員で構成された「専門分野チーム」において、情報通信等の消費生活の専門分野を継続的に調査研究します。	県民生活課
	弁護士会との連携による解決困難事案の早期解決及び対応力の強化・向上	解決困難な事案に対しては、愛知県弁護士会との連携を図り、法的解釈やあっせん困難事案への助言を受けることで、早期解決と相談対応力の強化・向上を図ります。	県民生活課
	専門家（アドバイザー）による指導・助言	「専門分野チーム」での研究会において、消費生活相談業務を始め、消費者教育、事業者指導等の業務を的確に行うに当たり、各分野の専門家である「消費者行政アドバイザー」から、より専門性の高い分野について助言を受けます。	県民生活課
	消費生活相談員の研修の充実	消費生活相談員の資質の向上を図るため、国民生活センター等専門機関が実施する研修を受講させるとともに、有識者を始め、消費者団体、事業者団体を講師とした消費生活や多重債務に係る専門的かつ実践的な研修を実施します。	県民生活課
	土日相談の実施	土日に相談窓口を開設していない市町村の業務を補完するとともに、緊急時の相談に対応するため、引き続き土日相談を実施します。	県民生活課
	県内の消費生活相談情報の一元的集約・分析及び情報提供	県消費生活総合センターや市町村の消費生活センター等に寄せられた相談情報について、市町村分を含め県で一元的に集約し、内容を分析することにより、消費者トラブル情報「あいちクリオ通信」等の発行やウェブサイト「あいち暮らしWEB」などを通じて、県民へタイムリーで効果的な注意喚起を行い、消費者被害のさらなる未然防止・拡大防止を図ります。 また、相談状況を的確に把握し、事業者指導の着実な実施につなげます。	県民生活課
	消費生活相談員の処遇改善	相談対応力の一層の強化を図るため、被害救済の第一線において重要な役割を担う消費生活相談員について、必要な処遇改善を引き続き検討・実施します。	県民生活課

(2) 市町村消費生活センター等の定着・機能強化及び市町村との連携・支援

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
2	「消費生活相談員人材バンク」による相談員候補者の情報提供	市町村における消費生活相談員の安定的な確保を図るため、消費生活センター等への就職を希望する者を「消費生活相談員人材バンク」に登録してもらい、市町村からの求めに応じて、相談員の情報を提供します。	県民生活課
3	市町村消費生活センター等定着・機能強化のための支援	市町村職員を対象に「消費生活相談体制の充実・強化に係る研究会」を開催し、市町村消費生活センター等の定着、一層の機能強化を図るため、他県の先導的な取組や消費生活センター等周知の方法等、市町村に参考となる情報を提供します。	県民生活課
4	指定消費生活相談員の配置	県消費生活総合センターに、市町村による消費生活相談への支援を行う指定消費生活相談員（消費者安全法第10条の4）を配置することにより、市町村への助言、協力、情報の提供、その他の援助を行います。	県民生活課
5	「市町村ホットライン」等による相談処理支援	「市町村ホットライン（県と市町村との専用回線）」により、市町村の消費生活相談員等からの問い合わせに対し、県の消費生活相談員が助言をすることで、解決困難な事案に対するバックアップなどの支援を行うとともに、市町村職員向けにも、「消費生活相談処理簡易マニュアル」を作成し、内容の充実を図るなど、市町村における相談処理の支援を行います。	県民生活課
6	支援弁護士制度の活用による支援	愛知県弁護士会との連携により、市町村消費生活相談員が法的な助言を必要とする場合、地域の弁護士会の窓口で電話での助言を求める体制を運用し、市町村における相談処理の支援を行います。	県民生活課
7	巡回指導、実践研修（OJT）による市町村相談員に対する直接支援	市町村への巡回指導や県消費生活総合センターにおける実践研修（OJT）の実施により、市町村の相談体制への支援を行うとともに、市町村消費生活相談員の実務能力向上の支援を行います。	県民生活課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
8	市町村消費生活相談員等研修の充実・強化	市町村消費生活相談員の資質の向上を支援するため、有識者を始め、消費者団体、事業者団体の講師による専門的かつ実践的な研修を実施するほか、県の「専門分野チーム」の活動で得たノウハウ・知識を市町村消費生活相談員に広く共有し、市町村の相談業務に活かすことができるよう、専門分野チーム・フィードバック研修を実施することで、消費生活相談員の研修機会の確保を図ります。 併せて、市町村職員向け研修の充実を図ることによって、職員による相談業務のバックアップを始め、消費者行政推進体制を強化します。	県民生活課
9	「消費者行政連絡協議会」による連携	県と市町村で構成する「愛知県消費者行政連絡協議会」を開催し、情報の共有に努めるとともに緊密な連携を図り、地域全体で消費者問題の解決に取り組みます。	県民生活課
10	「市町村消費生活センター長会議」の開催	県と市町村が現状や課題等を共有し、それぞれの役割において消費生活相談体制の充実・強化を図ることが重要であることから、センター長の役割を始め、実務の課題について意見交換・情報共有を行う「市町村消費生活センター長会議」を開催します。	県民生活課
11	消費生活センター等の認知度の向上	県消費生活総合センターと市町村の消費生活センター等の認知度を高めるため、消費生活情報「あいち暮らしっく」や市町村の広報誌等により、その存在と役割を広く県民に周知するとともに、身近な消費生活センター等につながる「消費者ホットライン188(いやや)」の普及啓発を行い、利用を促すことで、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。	県民生活課
12	多重債務者無料巡回相談の実施	市町村における多重債務相談対応の充実・強化を支援するため、県と市町村、愛知県弁護士会及び愛知県司法書士会が連携して、市町村の依頼に応じた無料巡回法律相談を実施します。	県民生活課

取組2 高度情報化・国際化の進展に対応した消費者被害防止・救済対策の推進

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
13	専門分野チーム・研究会における調査・研究（再掲）	広域性・専門性の高い相談に的確に対応するため、消費生活相談員で構成された「専門分野チーム」において、情報通信等の消費生活の専門分野を継続的に調査研究します。	県民生活課
14	新たな消費者問題への的確な対応	消費者向け電子商取引等に関連する法改正や国の施策の状況、情報通信技術や情報通信機器に関する最新の情報を収集し、新たな消費者問題に的確に対応します。	県民生活課

取組3 増加する外国人県民等への対応など相談体制の充実・強化

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
15	多言語による相談体制の構築（「あいち多文化共生センター」との連携）	「あいち多文化共生センター」と連携して、外国語を母国語とする、通訳等が必要な外国人向けの消費生活専門相談に多言語で対応できるような相談体制を構築します。	県民生活課 社会活動推進課 多文化共生推進室
16	相談者の特性に配慮した相談対応等の調査・研究	電話を使う機会が少ない傾向にある若年者や電話相談が困難な相談者に配慮し、インターネットによるSNS、チャット形式の相談など相談者の特性に合わせた効果的な相談対応等を、国の動向等を踏まえながら調査・研究します。	県民生活課

取組4 高齢者等を消費者被害から守る見守りネットワークの拡大

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
17	「愛知県消費者安全確保地域協議会」の開催	警察、医療機関、福祉関係者、消費者団体等で組織する「愛知県消費者安全確保地域協議会」を開催し、高齢者等を消費者被害から守る取組を行うための情報交換・協議を行うとともに、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置促進など、地域の見守りネットワークの活動を図ります。	県民生活課
18	市町村の見守りネットワーク構築の促進、支援	高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、市町村の福祉部門等において推進する「高齢者等見守りネットワーク」の構築及び体制の充実強化に向けた取組と連携し、市町村における「消費者安全確保地域協議会」の設置を働きかけ、高齢者等の消費者被害の救済・未然防止に向けた地域の見守り活動の拡大を図るとともに、実効性のある見守りが実施されるよう、会議や研修を通して情報提供等の支援を行います。	県民生活課 高齢福祉課 地域包括ケア・ 認知症対策室
19	生活支援体制推進会議の開催	市町村における見守り・生活支援に関する事業等の実施状況を取りまとめ、有識者、関係者、市町村代表による会議において報告し、県内全域の情報共有・意見交換及び助言を踏まえ、市町村の見守り・生活支援体制推進を図ります。	高齢福祉課 地域包括ケア・ 認知症対策室
20	特殊詐欺対策の推進	オレオレ詐欺を始めとする特殊詐欺の被害防止のため、年金支給日を中心として、金融機関等と連携した被害防止キャンペーンを開催するとともに、警察本部から事業者へ業務委託してコールセンターを開設し、県民等に対して電話により、直接かつ丁寧に注意喚起します。 また、金融機関、コンビニエンスストア、生命保険会社などの事業者と連携し、相互に情報共有を図りながら、被害の水際阻止、顧客への注意喚起を行います。	県民安全課 (警察本部) 生活安全総務課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
21	被害者層に応じた被害防止活動の推進	高齢者に多いオレオレ詐欺、還付金等詐欺は、民生委員や顧客を戸別訪問する事業者などと連携し、高齢者を戸別訪問しての広報啓発を実施します。愛知県老人クラブ連合会と連携するなどして、高齢者の集まる場所での広報啓発を実施します。若い世代にも被害が多い架空請求詐欺は、大学生ボランティアと連携した若い世代への広報啓発を実施します。	県民安全課
22	県民、事業者等と一体となった被害防止活動の推進	新規の自主防犯団体に対し、防犯パトロール用資材を提供して、更なる自主防犯団体の設立を促進するとともに、「防犯ボランティアアカデミー」を開催し、防犯ボランティアの活動を活発化させ、防犯意識の高揚と地域防犯力の向上を図ります。 また、効果的な防犯活動の企画を自主防犯団体及びNPOを始めとした地域の団体から募集し、優良提案団体に事業を委託するとともに、報告会の開催等により、広く県内各地に事業の成果の普及を図ります。	県民安全課
23	被害防止機器の普及促進	イベント等において被害防止電話等の被害防止機器を紹介し、機器の普及に努めます。	県民安全課
24	外国人に対する生活設計に関する啓発・支援	住居や教育などに関する日本の制度についての情報不足や、宗教や文化の違い等により、生計が立てられない・今後のライフプランに不安を抱えているといった外国人県民に対応するため、2019年度に作成した「外国人向け生活設計支援冊子」を活用し、外国人及び外国人支援を行うNPOなどに対し、出産・教育・住居・年金・介護・終活等、各ライフステージにおける生活設計の重要性や、助成制度等の知識を周知します。 (6言語：ポルトガル語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、スペイン語、英語)	社会活動推進課 多文化共生推進室

取組5 悪質事業者に対する綿密な調査と厳正な処分

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
25	綿密な調査と厳正な処分	消費生活相談において、詳細な内容を把握するとともに、不当な取引行為を行う事業者の実態を明らかにするため、適正に消費者聴取を行い、消費者の証言や物証を入手します。 また、必要に応じて、法令に基づき、不当な取引行為を行う疑いのある事業者の事業所への立入調査を行うとともに、必要な報告を求めます。 さらに、処分の根拠となる法の解釈等を弁護士等の専門家や国とも相談しながら、厳正な処分を実施します。	県民生活課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
26	調査力の向上	法律や条例に基づく立入調査を忌避する目的で事業所を隠匿・偽装するなどの、極めて悪質な事業者に対応するため、様々な事例の研究・分析によるノウハウの蓄積や情報収集力の強化など、調査力の向上を図ります。	県民生活課
27	国及び近隣県等と連携した調査・処分	愛知、静岡、岐阜、三重の東海4県で、会議を定期的に行い、悪質事業者に関する情報交換等を行うなど、緊密な連携を図るとともに、中部経済産業局とも連携し、同局及び近隣県と合同して調査を行った上、同時の行政処分を実施します。 また、被害情報に類似性がある他の都道府県とも必要に応じて連携し、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。 消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害する、不適正な広告表示等については、国、近隣県等の関係機関と連携をとりながら適正に調査を行い、措置命令等により、消費者の利益保護を図ります。	県民生活課
28	特定商取引法執行関係機関との連携	経済産業省中部経済産業局、愛知県警察本部及び名古屋市との連絡会議を開催し、悪質事業者についての情報交換を行うとともに、消費者庁から法解釈や全国の執行事例についての情報を収集します。	県民生活課

取組6 被害防止に向けた事業者指導の強化及び関係機関との連携

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
29	不当な取引行為に係る事業者指導の実施	不当な取引行為を行っている疑いがある事業者について、速やかに情報提供を行うとともに、事業者に対し業務の改善を指導することで、消費者被害の未然防止・拡大防止を図ります。	県民生活課
30	条例に基づく事業者名の公表	不当請求や架空請求など、短期間に被害が拡大すると見込まれる場合は、事業者名を速やかに公表し、消費者に注意喚起を図ることで、新たな被害の発生を防止します。	県民生活課
31	取締・指導監督機関等との連携	詐欺的な商法や美容医療、医薬品、化粧品等のうち問題となる商法・健康被害等に関する相談を端緒として、警察及び各監督官庁等に対し、定期・随時に情報提供を行い、迅速かつ的確な事業者の取締り・指導監督等の取組につなげます。 なお、情報の提供に当たっては、個人情報保護に配慮します。 庁内連携については、「愛知県消費者行政推進会議」を、他機関連携については、個別分野の会議体等を活用し、情報交換を行います。	県民生活課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
32	多重債務問題に関する講師派遣	多重債務者の発見と相談窓口への誘導を図るため、税金等の滞納者と直接接する機会のある職員等が出席する会議や研修に、多重債務問題に関する講師を派遣します。	県民生活課
33	愛知県弁護士会ヤミ金被害対策チームとの連携	愛知県弁護士会のヤミ金被害対策チームと連携して、ヤミ金被害に関する情報交換を行い、適切な相談対応や情報提供・啓発を行います。	県民生活課
34	商品等の表示に係る店頭調査・啓発の実施	県内の店舗を訪問して、景品表示法に違反する行為の有無等を、店頭の表示などから調査した上、当該事業者への啓発を行います。	県民生活課
35	食品等の表示に係る関係機関との協力体制の推進	景品表示法、食品表示法、医薬品医療機器等法などの表示関係法規を所管する国の機関や県の所管局と連携を図り、情報共有や合同調査を実施し、不適正な表示を行う事業者への指導を行います。	県民生活課
36	広告表示適正化のための近隣県等との連携	愛知、静岡、岐阜、三重の東海4県で、会議を定期的に開催し、事例検討や情報交換を行い、必要に応じて合同での監視・指導を実施します。 また、東京都を始めとする「5都県広告表示等適正化推進協議会」など、他の地域の広域連携組織とも連携して、広域事業者に対応していきます。	県民生活課
37	適格消費者団体との連携・支援	事業者の不当な取引行為の差止請求を行うことができる「適格消費者団体」への情報提供に努めるとともに、差止請求制度について県民に周知するなど、同団体への連携・支援をさらに深めていきます。 また、同団体が、消費者の財産的被害の集団的な回復のための訴訟を提起できる「特定適格消費者団体」として内閣総理大臣の認定を受けることができるよう、支援を行っていきます。	県民生活課

取組7 被害防止に向けた事業者や事業者団体による自主的な取組の支援

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
38	自主来庁事業者に対する情報提供	<p>自らの取引行為に関して、法令上の問題点を把握し改善を行うことを目的として来庁した事業者に対し、相談情報を提供し、法令遵守について指導を行います。</p> <p>さらに、来庁した信用供与事業者、コンサルタント業務受託事業者に対しても、加盟店等の相談情報を提供し、指導、監督を依頼します。</p>	県民生活課
39	景品表示法の趣旨、内容の周知	<p>事業者から寄せられる表示についての相談に対し、景品表示法の趣旨、内容、留意点などを丁寧に説明し、適切な表示が行われるよう助言します。</p> <p>さらに、景品表示法や国の作成するガイドライン、Q&A等について周知を図るとともに、勉強会の開催を希望する事業者、事業者団体に対しては、資料の提供や講師の派遣を行います。</p>	県民生活課

目標2 主体性のある消費者の育成

取組1 様々な場における消費者教育の推進

(1) 学校教育における消費者教育の推進

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
40	学習指導要領に基づく消費者教育の推進	学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階や特性に応じた消費者教育を、小・中・高等学校等の各教科等において推進し、自立した消費者の育成に取り組みます。 また、環境教育、食育、国際理解教育、金融経済教育、情報教育その他の消費生活に関する教育と連携して、消費者教育を推進します。	高等学校教育課 義務教育課 特別支援教育課
41	「消費者教育研究校」の指定	「消費者教育研究校（高等学校・特別支援学校）」を指定し、より効果的かつ実践的な消費者教育の導入への支援を行うとともに、教員向け消費者教育情報提供紙「あいち消費者教育リポート」や研修会「消費者教育推進フォーラム」において研究校の実践例を紹介することで、他の学校での活用を促進します。	県民生活課 高等学校教育課 特別支援教育課
42	「消費者教育コーディネーター」の配置による消費者教育推進体制の構築	地域や学校、消費者団体、事業者、事業者団体等、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぎ、多様な主体が連携・協働した体制づくりが進むよう、新たに配置した「消費者教育コーディネーター」を活用し、消費者教育の機会提供を拡充します。	県民生活課
43	「社会への扉」を活用した授業の全県立高校・特別支援学校での実施	民法の成年年齢引下げを見据え、特に若年者の消費者教育の推進を図ることが重要な課題であることから、消費者庁が作成した消費者教育教材「社会への扉」を活用した実践的な授業を、2020年度までにすべての県立高等学校、県立特別支援学校において実施します。 また、実施に当たっては、より効果的で実践的な授業が行われるよう、「消費者教育コーディネーター」を活用し、学校等における消費者教育のニーズを把握し、外部講師の紹介・調整や授業案の作成を支援します。 さらに、私立高等学校等に対しても、「社会への扉」及び外部講師の活用を働きかけ、実践的授業の実施促進を図ります。	県民生活課 高等学校教育課 特別支援教育課
44	小・中学校における消費者教育の支援	児童・生徒の発達段階に応じた消費者教育教材を開発し、ウェブサイト「あいち暮らしWEB」の消費者教育を学ぶためのコンテンツ等として提供するとともに、消費者教育の専門家の派遣などを通じて、小・中学校における消費者教育を支援します。	県民生活課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
45	障害者向け消費者教育教材・手法の開発	障害の特性に応じた適切で伝わりやすい教材の工夫や講座の指導方法を、「消費者教育研究校」や消費者教育に係る「専門分野チーム」などにおいて調査研究を進め、それらを蓄積し、より効果的な手法等を学校関係者等に提供することにより、障害者に対する消費者教育を支援します。	県民生活課
46	大学等における消費者教育の支援	大学等の新入生ガイダンスでの消費者教育の出前講座の活用を働きかけるなど、消費者教育の専門家の派遣を通じて、大学や専門学校における消費者教育を促進し、支援します。	県民生活課
47	「若年消費者教育研究会」の開催	公立学校長、私立学校長、学識経験者、行政関係者を構成員とする「若年消費者教育研究会」を開催し、学校における消費者教育を支援していくための方策を連携して検討し、効果的な消費者教育の推進を図ります。	県民生活課 高等学校教育課 義務教育課 特別支援教育課
48	「FAQサポートサイト」の開設	消費者が自ら学び、考えるために必要な情報を収集する上で手助けとなる情報をFAQ（よくある質問とその回答を集めたもの）として公開する「FAQサポートサイト」を開設することにより、消費者の「知りたい」要望に応える、より利便性の高い情報発信を図ります。	県民生活課

(2) 地域社会における消費者教育の推進

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
49	消費生活センターを拠点とした消費者教育の推進	県消費生活総合センターを「消費者教育センター」として位置付け、消費者教育に関する情報の収集・発信、消費者教育教材等の作成・提供、消費者教育の担い手の育成、消費者教育を行う多様な主体の連携に向けた支援など、消費者教育の拠点としての機能のさらなる強化を図ります。 また、地域における消費者教育は、住民に身近な市町村の役割が重要になることから、市町村消費生活相談員向けに、消費者教育の実務能力の向上を図るための研修を実施するとともに、出前講座に関するノウハウや消費生活情報を提供するなど、市町村の消費生活センター等における消費者教育の取組を支援します。	県民生活課
50	大学等と連携した地域における消費者教育の推進	大学等が行う地域貢献・アウトリーチ活動（公的機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指す活動）と連携・協働し、地域住民向けの消費者教育の講座等の開催などにより、地域における消費者教育を推進します。	県民生活課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
51	保護者に対する消費者教育や情報提供の充実	保育所や幼稚園、学校等と連携して、保護者向けの出前講座を実施するとともに、子どもを消費者事故等から守るための情報提供の充実を図ります。	県民生活課
52	地域、家庭、職域等における消費者教育の支援	社会教育施設、事業者の行う社員研修などへの消費者教育の専門家の派遣、消費生活情報紙の作成・配布、ウェブサイト「あいち暮らしWEB」による消費生活情報の発信などにより、地域、家庭、職域等における消費者教育の推進を図ります。	県民生活課
53	「消費者安全確保地域協議会（高齢者等見守りネットワーク）」による啓発・情報提供	日中に在宅することが多く、悪質な訪問販売等による消費者被害に遭いやすい状況にある高齢者等に対して、市町村に設置を働きかけている「消費者安全確保地域協議会（高齢者等見守りネットワーク）」の活動と連携しながら、消費生活情報紙の配布や、講座等を開催することにより、広く地域における高齢者等の消費者被害防止に向けた啓発・情報提供を行います。	県民生活課

取組2 成年年齢引下げを踏まえた消費者教育の充実

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
54	「消費者教育研究校」の指定（再掲）	「消費者教育研究校（高等学校・特別支援学校）」を指定し、より効果的かつ実践的な消費者教育の導入への支援を行うとともに、教員向け消費者教育情報提供紙「あいち消費者教育レポート」や研修会「消費者教育推進フォーラム」において研究校の実践例を紹介することで、他の学校での活用を促進します。	県民生活課 高等学校教育課 特別支援教育課
55	「消費者教育コーディネーター」の配置による消費者教育推進体制の構築（再掲）	地域や学校、消費者団体、事業者、事業者団体等、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぎ、多様な主体が連携・協働した体制づくりが進むよう、新たに配置した「消費者教育コーディネーター」を活用し、消費者教育の機会提供を拡充します。	県民生活課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
56	「社会への扉」を活用した授業の全県立高校・特別支援学校での実施（再掲）	<p>民法の成年年齢引下げを見据え、特に若年者の消費者教育の推進を図ることが重要な課題であることから、消費者庁が作成した消費者教育教材「社会への扉」を活用した実践的な授業を、2020年度までにすべての県立高等学校、県立特別支援学校において実施します。</p> <p>また、実施に当たっては、より効果的で実践的な授業が行われるよう、「消費者教育コーディネーター」を活用し、学校等における消費者教育のニーズを把握し、外部講師の紹介・調整や授業案の作成を支援します。</p> <p>さらに、私立高等学校等に対しても、「社会への扉」及び外部講師の活用を働きかけ、実践的授業の実施促進を図ります。</p>	県民生活課 高等学校教育課 特別支援教育課
57	「FAQサポートサイト」の開設（再掲）	<p>消費者が自ら学び、考えるために必要な情報を収集する上で手助けとなる情報をFAQ（よくある質問とその回答を集めたもの）として公開する「FAQサポートサイト」を開設することにより、消費者の「知りたい」要望に応える、より利便性の高い情報発信を図ります。</p>	県民生活課

取組3 消費者教育の人材（担い手）の育成・支援

(1) 教職員の指導力向上

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
58	教職員向け研修の実施	<p>消費者教育に関わる教職員向けに、「消費者教育推進フォーラム」や教員研修の機会を活用して、実践的な教育プログラムの開発に係る調査研究の成果を共有することで、教職員の消費者教育の指導力向上を図ります。</p>	県民生活課 高等学校教育課 義務教育課 特別支援教育課
59	教員向け消費者教育情報提供紙の作成	<p>「消費者教育研究校」の教員、県教育委員会職員等で構成する「教員情報提供紙ワーキンググループ」の協力を得ながら、研究校における実践授業の取組内容や効果的な指導方法・教材等の紹介、未成年に多い消費者被害の情報など、学校における消費者教育の実践に役立つ情報を掲載した教員向け消費者教育情報提供紙「あいち消費者教育レポート」を発行します。</p>	県民生活課 高等学校教育課 義務教育課 特別支援教育課
60	教員免許状更新講習における消費者教育の機会提供	<p>大学と連携し、大学が実施する教員免許の更新講習において、教員に消費者教育の専門家が講師となって消費者教育を学ぶ機会を提供することで、消費者教育における指導力向上を図ります。</p>	県民生活課

(2) 地域人材の育成

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
61	消費生活相談員の消費者教育の担い手としての育成	消費生活センター等で日々相談を受けている消費生活相談員が、その知識と経験を活かし、学校や地域等で出前講座・出前授業や啓発活動を行うことは効果的であるため、消費生活相談員を消費者教育の担い手として養成するために必要な研修の実施や、研修への参加支援を行います。また、消費者教育に係る「専門分野チーム」において、消費者教育の効果的手法や教材の作成等の調査・研究を行います。	県民生活課
62	消費生活モニターの消費者市民社会の担い手としての育成	消費生活モニターが、モニターとして学んだ知識や経験を活かし、消費者市民社会の担い手として公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画することができる人材となるよう、消費生活に関する最新の情報を学習する機会を提供します。	県民生活課
63	消費者団体への活動支援	地域において、消費者問題の専門家として、消費生活向上のための取組を行っている消費者団体が、これまで培ってきた知識、経験、人的ネットワークを活かして県民に対する啓発を行うことや、消費生活の実態に則し、消費者の埋もれがちな声を集約し、具体的な意見にまとめて発表することへの支援として、市町村と連携しながら、各種情報や学習機会、活動の場を提供します。	県民生活課
64	消費者教育のコーディネーターの育成	消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐためには、間に立って調整するコーディネーターの役割は大きく、また、コーディネーターは消費者教育の推進に重要な役割を果たすことから、県消費生活総合センターが拠点となって、多様な主体が連携・協働した体制づくりがより進むよう、「消費者教育コーディネーター」を育成します。	県民生活課
65	女性団体活動促進事業による消費者教育の担い手の育成	女性団体活動促進事業を、地域を基盤として活動する女性団体に委託し、市町村行政や地域住民と協働して実施する「持続可能な社会をつくるための社会教育活動」の実践を通して、消費者教育の担い手を育成します。	生涯学習課

取組4 多様な主体との連携

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
66	消費者教育に関する取組の「見える化」の推進	幼児期から高齢期までのライフステージに応じた体系的な消費者教育について、消費者や消費者教育に携わる関係者が取り組むべき消費者教育の内容や目標が理解できるよう、消費者庁が作成した「消費者教育の体系イメージマップ」等を活用し、対象領域・年代別に整理し、「見える化」を進めることにより、多様な主体の連携・協働を促進し、取組の効果的な展開を図ります。	県民生活課
67	消費者団体、事業者、事業者団体、NPO等との連携支援	地域における多様な主体が連携し、効果的に消費者教育を展開できるよう、学校・地域・職域等、様々な分野で消費者教育を実施する団体を消費者教育担い手団体として登録するなど、ウェブサイト「あいち暮らしWEB」等に活動内容を掲載することにより、情報の共有を図ります。	県民生活課
68	消費者団体への活動支援（再掲）	地域において、消費者問題の専門家として、消費生活向上のための取組を行っている消費者団体が、これまで培ってきた知識、経験、人的ネットワークを活かして県民に対する啓発を行うことや、消費生活の実態に則し、消費者の埋もれがちな声を集約し、具体的な意見にまとめて発表することへの支援として、市町村と連携しながら、各種情報や学習機会、活動の場を提供します。	県民生活課
69	消費者団体との協働推進	県が主催する消費者教育等の行催事を、地域に根ざした消費生活に係る様々な取組を展開している消費者団体と協働して実施することで、県民ニーズに的確に対応した施策の展開を図り、より効果的に県民の消費者意識の醸成を図ります。	県民生活課
70	「愛知県消費者教育推進地域協議会」の開催	「愛知県消費生活審議会」を「愛知県消費者教育推進地域協議会」として位置付け、消費者教育を体系的、効果的に推進するための情報交換及び調整を行うとともに、消費者教育推進計画に位置付けられた施策の実施状況の検証・評価、計画の見直しについての意見を聴取します。	県民生活課
71	市町村の「消費者教育推進地域協議会」の設置促進	市町村の「消費者教育推進地域協議会」の設置を市町村向けの会議を通じて働きかけるとともに、必要な助言や情報提供を行うことにより、市町村における協議会設置の取組を支援します。	県民生活課
72	「愛知県金融広報委員会」と連携した金融経済教育の推進	地域や学校における金融経済教育を推進するため、「愛知県金融広報委員会」と連携し、「金融広報アドバイザー」を研修や講座の講師として派遣します。	県民生活課

取組5 消費者被害防止のための啓発と情報発信

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
73	消費者被害未然防止啓発紙等の発行	県及び市町村の消費生活相談窓口に寄せられる消費生活相談の傾向を分析した消費者トラブル情報「あいちクリオ通信」及び消費者被害に対する注意喚起等の消費生活情報を掲載した消費生活情報「あいち暮らしっく」を発行し、広く県民への情報提供を行います。	県民生活課
74	ウェブサイト、SNS等を活用した効果的な情報発信	ウェブサイト「あいち暮らしWEB」により、消費生活情報を総合的に提供するとともに、フェイスブックやツイッターなどのSNSを活用し、緊急性の高い情報をタイムリーに提供するなど、効果的な情報発信を図ります。	県民生活課
75	「FAQサポートサイト」の開設（再掲）	消費者が自ら学び、考えるために必要な情報を収集する上で手助けとなる情報をFAQ（よくある質問とその回答を集めたもの）として公開する「FAQサポートサイト」を開設することにより、消費者の「知りたい」要望に応える、より利便性の高い情報発信を図ります。	県民生活課
76	県内の消費生活相談情報の一元的集約・分析及び情報提供（再掲）	県消費生活総合センターや市町村の消費生活センター等に寄せられた相談情報について、市町村分を含め県で一元的に集約し、内容を分析することにより、消費者トラブル情報「あいちクリオ通信」等の発行やウェブサイト「あいち暮らしWEB」などを通じて、県民へタイムリーで効果的な注意喚起を行い、消費者被害のさらなる未然防止・拡大防止を図ります。 また、相談状況を的確に把握し、事業者指導の着実な実施につなげます。	県民生活課
77	若者向け・高齢者向け消費者被害防止啓発事業の実施	若者や高齢者に多い消費者被害等について、消費生活情報「あいち暮らしっく」やウェブサイト「あいち暮らしWEB」により注意喚起するとともに、若者や高齢者を対象とした出前講座等を実施します。	県民生活課
78	障害者向け消費者教育教材・手法の開発（再掲）	障害の特性に応じた適切で伝わりやすい教材の工夫や講座の指導方法を、「消費者教育研究校」や消費者教育に係る「専門分野チーム」などにおいて調査研究を進め、それらを蓄積し、より効果的な手法等を学校関係者等に提供することにより、障害者に対する消費者教育を支援します。	県民生活課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
79	食の安全に関する知識の普及	<p>県民の食の安全に対する不安を解消するため、ウェブサイト「食の安全・安心情報サービス」及びフェイスブック「愛知県食の安全・安心情報サービス」の充実とともに、「食の総合相談窓口」専用ダイヤルにより相談に対応します。</p> <p>また、食の安全・安心に関する知識を習得するための講習会等を実施します。</p>	生活衛生課
80	医薬品の適正使用に関する周知・啓発	<p>医薬品の適正使用に関する講習会のほか、医薬安全課のウェブサイト、一般用医薬品の販売制度、一般用医薬品の販売サイト一覧及び医薬品の適正使用について掲載し、消費者への啓発を図ります。また、「薬と健康の週間」において、愛知県薬剤師会等と連携し、啓発資材の配布等による消費者への啓発を図ります。なお、医薬安全課や保健所の相談窓口において、消費者からの医薬品に関する相談に対応します。</p>	医薬安全課
81	「介護サービス情報の公表」制度の普及・啓発	<p>介護保険制度は、利用者自らが事業所を選択・決定する仕組みであることから、毎年度、事業所から報告された情報をウェブサイト「愛知県介護サービス情報公表システム」において提供します。</p> <p>また、未報告の事業所に対し、FAX、郵送等により督促を定期的に行うとともに、県内の保険者へ情報提供し、督促等をするよう依頼することで、公表率の維持を目指します。</p>	高齢福祉課
82	宅地・建物の取引に関する知識の普及	<p>消費者が宅地建物の取引を行う際に注意すべき点を説明した冊子「不動産売買の手引」及び「住宅賃貸借（借家）契約の手引」を配布し、取引の知識について普及・啓発を図ります。</p>	都市総務課

取組6 消費生活における情報の収集と消費者意見の反映

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
83	消費者・事業者懇談会の開催	<p>県民の関心が高い、又は、県に寄せられる相談が多い消費者問題をテーマとして、消費者、消費者団体、関係事業者団体及び行政機関からなる懇談会を開催し、消費者の意見や要望等を把握するとともに、事業活動に反映させるよう働きかけます。</p>	県民生活課
84	消費生活モニターの活用	<p>消費生活モニターに対し、消費生活に関する調査及びアンケートを実施し、幅広く意見・要望等を収集し、今後の施策を進める上での参考とします。</p>	県民生活課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
85	消費生活審議会による消費者意見の反映	消費者施策に関する重要な事項の調査審議を行う消費生活審議会を開催し、県民の県政への参画を求め、消費者意見の施策への反映に努めます。	県民生活課
86	消費者意見の消費者施策への反映	消費生活相談窓口に寄せられた相談・苦情等を県民からの貴重な意見として、P I O-N E Tに登録・蓄積することにより、消費生活に関する県民の意見を広く消費者施策への反映につなげます。	県民生活課
87	事業者団体との意見交換会の実施	事業者、事業者団体との情報交換の場を活用し、消費生活相談窓口に寄せられた県民からの意見、要望、苦情を提供することで、事業者のより良い取組につなげます。	県民生活課
88	消費者行政関係局等における施策等への反映	消費者からの意向を、関係する行政機関、事業者団体等に提供し、施策及び事業活動への反映を検討するよう働きかけます。	県民生活課

取組7 公正かつ持続可能な社会の実現に向けた支援

(1) エシカル消費の普及促進

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
89	「エシカルあいち宣言」の実施	消費行動を通じて、人や社会、地域や環境における社会的課題を解決する「エシカル消費」の推進を、愛知県から全国へ発信するため「エシカルあいち宣言」を実施します。	県民生活課
90	エシカル消費普及促進イベント等の開催	消費者の持続可能な社会の形成に貢献する消費行動を促進するため、「人や社会、環境に配慮した消費行動」である「エシカル消費」の理念について、シンポジウムや交流イベントなどの開催を通じて、広く県民に普及啓発し、取組の促進を図ります。	県民生活課
91	エシカル消費ポータルサイトの開設	「エシカル消費」の理念について、広く県民に普及啓発し、取組を促進するため、「エシカル消費」に関するポータルサイトを開設し、「エシカル消費」を推進する関係機関・団体の取組を紹介するとともに、「エシカル消費」につながる身近な行動事例等を始め、学習教材、講座・イベント情報など「エシカル消費」を知り、行動する手がかりとなる様々な情報を掲載し、広く県民に発信します。	県民生活課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
92	「あいち消費者市民講座」等による普及啓発活動の推進	「あいち消費者市民講座」、消費生活情報「あいち暮らしっく」、SNS（ツイッター、フェイスブック）、ウェブサイト「あいち暮らしWEB」などにより、「エシカル消費」の普及啓発を図ります。	県民生活課
93	大学等と連携した地域における普及啓発	大学等が行う地域貢献・アウトリーチ活動と連携・協働し、講座等を開催することにより、「エシカル消費」の普及啓発を図ります。	県民生活課
94	学校等と連携した保護者への普及啓発	保育所や幼稚園、学校等の協力を得て、消費者教育の専門家による保護者向けの講座を開催することにより、「エシカル消費」の普及啓発を図ります。	県民生活課
95	グリーン購入の推進	グリーン購入（環境に配慮した消費行動）を推進するため、東海三県一市の広域連携で、行政、団体、事業者等が協働し、消費者に対する啓発キャンペーンを実施することにより、環境配慮型商品の普及を促進し、持続可能な社会の構築を図ります。	環境活動推進課
96	地産地消の推進	「いいともあいち運動」の展開や、学校給食等における県産農林水産物の活用、ウェブサイトによる情報発信などにより地産地消の推進を図ります。	食育消費流通課
97	フェアトレード商品購入の推進	（公財）愛知県国際交流協会が行う、開発途上国の貧困や人権、環境問題などについて考える講座等において、国際協力活動の一つであるフェアトレードを紹介することで、県民のフェアトレード商品の購入促進を図ります。	社会活動推進課 多文化共生推進室
98	障害者の支援につながる製品購入の普及	<p>障害者が製作した製品等を販売する常設の販売スペース設置や行催事の開催を通じて、広く県民に障害者に対する理解を深めるとともに、県内の障害者就労施設等の製品等の販売が増えるよう啓発を図ることで、障害者の社会参加を促進します。</p> <p>また、県が行う物品及び役務の調達に関しても、「愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」に基づき、県内の障害者就労施設等からの受注の機会の拡大を図ります。</p> <p>さらに、優先調達の共同受注窓口2か所にコーディネーターを配置し、工賃向上に向けて新規受注開拓や販路拡大を進めます。</p>	障害福祉課

(2) 消費生活に関連したその他の取組との連携推進

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
99	SDGsの推進	2015年の国連サミットにおいて採択されたSDGsの17のゴール（目標）達成にあたっては、県民一人一人がSDGsに対する認識を深め、行動につなげていく必要があるため、SDGsに関する普及啓発事業を行います。	企画課
100	ユネスコスクールの取組の推進	持続可能な開発のための教育（ESD）の推進拠点となるユネスコスクールが地域と協働して行うESD活動を支援します。 また、ESD活動を県内に広げ、各校の活動をより充実したものとするため交流会を実施するなど、ユネスコスクールのネットワークづくりを進め、持続可能な社会づくりを担う人材の育成を図ります。	生涯学習課
101	環境学習・環境教育の推進	県内の小学校に環境学習副読本を配付するほか、「あいち環境学習プラザ」では環境学習コーディネート業務や実験を交えた体験型の環境学習講座を、「もりの学舎」ではインタープリターによる自然体感プログラムやもりの学舎キッズクラブなどを実施し、持続可能な社会を支える人材の育成を図ります。	環境活動推進課
102	エコアクション（環境配慮行動）の推進	地球にやさしい身近な環境配慮行動「エコアクション」の輪を県内に広げていくため、NPOや民間企業などの環境活動の成果発表やステージイベントを開催するほか、AEL（あえる）ネット（※）施設を拡充するとともに、各施設が連携して環境学習スタンプラリー講座を実施するなど、様々な環境学習の機会を提供します。 また、ウェブサイトにより、日常生活において気軽に身近な環境配慮行動（エコアクション）が実践できるようサポートします。 ※ AELネット 愛知県環境学習施設等連絡協議会（Aichi Environmental Learning Network）の愛称。県内の環境学習施設等が協力して、地域における環境学習の推進を図るために、2008年3月に設置。	環境活動推進課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
103	生活排水対策の推進	<p>生活排水対策に関する意識・関心を高め、実践活動につなげるため、毎年10月の「クリーン排水推進月間」の期間や各種イベントを効果的に活用し、啓発パネル、リーフレットやウェブページ等による啓発に努めます。</p> <p>また、次代の担い手となる小中学生への働きかけとして、身近な水環境について調査し、生活排水対策について考える機会となる「水質パトロール隊」事業を実施します。</p>	水大気環境課 生活環境 地盤対策室
104	地球温暖化防止活動の推進	<p>「あいちCOOL CHOICE」県民運動（県民一人ひとりに、実際にCO₂削減行動・省エネ行動に取り組んでいただくため、日常生活のあらゆる場面で地球温暖化対策に資する「賢い選択」を呼びかける県民運動）を推進します。また、次世代自動車の普及のため、燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に対して自動車税種別割を免除するとともに、中小企業等が燃料電池自動車等を導入する場合、経費の一部を補助します。</p>	地球温暖化対策課
105	食品ロス削減対策の推進	<p>大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロス削減を推進するため、消費生活情報「あいち暮らしっく」やウェブサイト「食育ネットあいち」等により家庭での食品ロス削減の取組を情報発信するほか、子ども向けの環境学習プログラムなどを活用した啓発や、宴会時の食べ残しを減らす3010(さんまるいちまる)運動の取組の促進を図ります。</p>	県民生活課 資源循環推進課 食育消費流通課
106	海洋プラスチックごみ対策の推進	<p>海洋プラスチックごみ対策等に関する普及啓発事業を通じ、ワンウェイプラスチックの使用削減、環境負荷の少ないプラスチック代替製品や生分解性プラスチック製品の率先利用等について、消費者に促します。</p>	資源循環推進課
107	不法投棄対策・ごみ減量化対策の推進	<p>「空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例」に定められている「ごみ散乱防止強調週間」（5月30日～6月5日）において、また10月の「3R推進月間」中において、清掃活動や関係団体と連携した啓発活動を行うなど、地域環境の美化を推進します。</p> <p>また、消費者団体、事業者団体、女性団体、県内市町村等で構成される「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」に参加し、県民、事業者、行政が一体となり、ごみゼロ社会の形成に向けた啓発等に取り組みます。</p>	資源循環推進課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
108	食生活改善推進員指導者の育成	乳幼児から高齢者までを対象として、食生活改善のボランティア活動を行っている食生活改善推進員の資質向上と、地域における食育を始めとした食生活改善活動を推進するため、地域で活動する食生活改善推進員のリーダー的立場にある人に対して、栄養や健康づくりに関する講義や調理実習等の研修会を開催します。	健康対策課
109	地域における食育の推進	食育の実践を推進するため、県内の食育の取組やイベント情報などについて、ウェブサイト「食育ネットあいち」等を活用して情報を提供します。 また、食生活の改善、農林水産業の体験や食文化の継承などについての知識や経験を持ち、県内各地域で食育推進活動を自主的に行う食育推進ボランティアを始め、関係団体、学校、市町村などと連携して食育を推進します。	食育消費流通課
110	学校における食育の推進	現代の子供の食に関わる課題に対応し、学校における食育を推進するため、各学校の管理職等を対象とした「学校食育推進者養成講座」、新たに給食主任になった教職員を対象とした「新任小中学校給食主任研修会」、新任の栄養教諭を対象とした「新規採用栄養教諭研修会」を始めとした様々な教職員研修の中で、学校における食育に関する内容を取り扱います。 また、「早寝・早起き・朝ごはん」キャンペーンの実施するほか、「愛知を食べる学校給食の日」の設定（年3回）、「わが家の愛であ朝ごはんコンテスト」を開催します。	保健体育課
111	国際理解教育の推進	国際交流や国際理解の関心を高めるため、(公財)愛知県国際交流協会において、国際理解教育の推進やフェアトレードの普及啓発など、県民が途上国の貧困や環境、平和など地球の課題や解決方法を知り、考え、国際協力活動へのきっかけづくりとなる取組を進めます。	社会活動推進課 多文化共生推進室
112	「愛知県金融広報委員会」と連携した金融経済教育の推進（再掲）	地域や学校における金融経済教育を推進するため、「愛知県金融広報委員会」と連携し、「金融広報アドバイザー」を研修や講座の講師として派遣します。	県民生活課
113	情報モラル教育の推進	地域の学校とPTAが協力して携帯電話、スマートフォン、インターネットの適正な利用の呼びかけや、児童・生徒・保護者への啓発を行うなど、学校・家庭・地域が一体となった情報モラル教育を推進します。	社会活動推進課 高等学校教育課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
114	エコ モビリティ ライフの推進	<p>クルマ（自家用車）への過度な依存に起因する地球温暖化や交通事故などの諸問題の解決を図り、持続可能な社会の実現に資するため、クルマと公共交通、自転車、徒歩などをかしこく使い分けるライフスタイルである「エコ モビリティ ライフ」を県民運動として推進し、普及啓発やエコ通勤・エコ通学への転換促進、パーク＆ライドの普及拡大、公共交通の利用に対する動機付けなどを行います。</p>	交通対策課

目標3 消費生活の安全・安心の確保

取組1 食の安全・安心の確保

(1) 食に関する総合的な安全対策の推進

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
115	生産から消費までの一貫した安全対策の推進	「あいち食の安全・安心推進アクションプラン」に基づき、生産者、加工者、流通・販売者、消費者と協働して、食品の生産から消費までの一貫した安全対策を推進します。	生活衛生課
116	HACCP導入による食品の安全確保	食品等事業者を対象に、パンフレット等によるHACCP（ハサップ）制度化の周知・指導を行うほか、説明会や個別相談会を開催することにより、HACCPの導入を支援・推進します。	生活衛生課
117	GAP手法の導入促進	食の安全・安心を確保するため、農業の生産工程ごとの管理を適切に行うGAP（ギャップ）手法の一層の普及と生産工程の改善活動を促進します。	農業経営課

(2) 監視・指導、検査体制の充実

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
118	愛知県食品衛生監視指導計画に基づく効率的な監視指導の実施	食品衛生監視員が食品関係施設の監視・指導を行うとともに、県内の食品製造施設及び販売・流通施設から食品等を収去し、添加物、微生物、環境汚染物質、残留農薬その他の必要な検査を実施することにより、県内に流通する食品の安全性を確保します。	生活衛生課
119	と畜検査及び牛海綿状脳症(BSE)の検査	食肉の安全確保のため、と畜場におけると畜検査及び衛生保持のための監視・指導を行い、24か月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものについては牛海綿状脳症(BSE)検査を実施し、安全な食肉を供給します。	生活衛生課
120	家畜の飼養衛生管理指導及び家畜疾病の監視	畜産物の安全の確保を図るため、生産者に対して家畜の飼養衛生管理指導を行うとともに、生産者段階における死亡牛のBSE検査、高病原性鳥インフルエンザ検査及びCSF（豚熱）検査等、家畜疾病の継続的な監視を行います。	畜産課 家畜防疫対策室
121	飼料及び飼料添加物等適正使用の指導	畜産物の安全の確保を図るため、飼料製造業者等に対する立入検査等を行うとともに、生産者に対して飼料の適正使用等について指導を行い、飼料の製造段階や使用段階での適正利用について監視指導します。	畜産課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
122	養殖衛生管理体制の整備	本県の主要なウナギ、アユ、マス類等の内水面養殖業及び栽培漁業の中核であるクルマエビ、アユの放流用種苗において、養殖生産物等の安全性の確保及び伝染性疾病のまん延防止を図るため、養殖業者等に対し、医薬品の適正使用指導及び疾病対策等の養殖衛生管理技術の普及・啓発を行います。	水産課
123	貝毒の監視対策	安全な貝類を出荷するため、貝毒プランクトン発生時期等を考慮し、公定法による貝毒検査を実施します。貝毒発生時には、漁業者や業界団体に対して、出荷自主規制等を指導します。	水産課

(3) 食品表示の適正化等

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
124	消費生活モニターによる情報収集	消費生活モニターから随時、不適正な食品表示などの情報を受け付け、必要な情報は関係局へ提供するなど、表示の適正化を推進します。	県民生活課
125	表示に係る関係機関との協力体制の強化	景品表示法、食品表示法、健康増進法、医薬品医療機器等法などの表示関係法規を所管する国の機関や所管局と連携を図り、情報交換や合同調査を実施して、不適正な表示を行う事業者に対する指導・処分を行います。	県民生活課 健康対策課 生活衛生課 食育消費流通課 医薬安全課
126	表示指導の実施	食品表示の適正化を図るため、食品表示法等に基づき、食品関連事業者等に対する表示の遵守状況の調査を実施し、必要に応じて指導を行います。	健康対策課 生活衛生課 食育消費流通課
127	表示制度の普及・啓発	県内の食品関連事業者や消費者向けに普及啓発研修会を実施し、食品表示法等関連法規の表示制度の周知・徹底を図っていきます。	健康対策課 生活衛生課 食育消費流通課

取組2 商品・サービスの安全確保

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
128	液化石油ガス販売事業者等に対する指導・検査	消費者が安心して消費生活を営むため、販売事業者等に対し、安全確保のために取り組むべき課題等について、「液化石油ガス保安対策指針」として定め、販売事業者等に対し、講習会等の機会をとらえ周知します。 また、販売事業者等に対して立入検査を実施し、課題対応の実施状況や法令違反の有無を確認し、違反内容の重大性等を考慮し厳正に対処します。	消防保安課 産業保安室

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
129	電気用品販売店に対する立入検査・指導	電気用品による危険及び障害の発生を防止するため、電気用品販売店に対する立入検査を実施し、違反があった場合は当該製品の販売・陳列を直ちに停止させ、改善指導を行います。	消防保安課 産業保安室
130	家庭用品の品質に関する衛生監視・指導	ホルムアルデヒドを始めとする有害物質を含有する家庭用品による健康被害を防止するため、小売店等へ監視指導及び試買検査を行います。	生活衛生課
131	環境衛生施設（理容、美容、クリーニング等）に対する監視・指導	理容所等の不適切な管理を原因とする健康被害の発生を未然に防止するため、環境衛生監視員が施設の衛生水準について監視・指導を行います。	生活衛生課
132	医薬品販売業者等に対する監視・指導	有効かつ安全な医薬品等を一定の品質を確保しつつ供給するために、医薬品の製造業、販売業者等に対する監視・指導及び医薬品の収去検査等を行います。	医薬安全課
133	毒物劇物営業業者等に対する監視・指導	毒物劇物が不適切に流通し、悪用されることを未然に防ぐため、毒物劇物営業業者等に対する監視・指導を行います。 届出等を要しない毒物劇物業務上取扱者に対しては、毎年度対象事業者を選定し、防災対策調査を実施することで、毒物劇物の適正な管理等について指導等を行います。	医薬安全課
134	貸金業登録業者に対する指導	貸金業利用者の利益保護を図るため、愛知県知事の登録を受けて営業している全ての貸金業登録業者に対して、貸金業法に定められたルールを遵守しているか毎年度立入検査を実施し、適切な指導・監督を行います。	中小企業金融課
135	前払式特定取引事業者に対する指導・検査	消費者の利益保護を図るため、適正な業務運営について前払式特定取引業者（冠婚葬祭互助会及び友の会）に対して立入検査を実施するとともに、必要に応じて指導を行います。	商業流通課
136	消費生活用製品の安全確保	消費者に危害を及ぼす恐れのある消費生活用製品の流通を防ぎ、消費者被害を防止するため、特定製品・特別特定製品の販売事業者及び特定保守製品取引事業者に対して、立入検査を行い、必要に応じて指導等を行います。	商業流通課
137	旅行業者等に対する指導	旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るためには、業務の適正な運営を確保することが必要であるため、旅行業等を営む者に対して立入検査を実施します。	観光振興課

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
138	宅地建物取引業者に対する指導	宅地建物取引業の適正な運営を確保するため、宅地建物取引業者の事務所等への立入検査を実施します。	都市総務課
139	建築士事務所への立入指導	建築設計及び工事監理の適正化を図るため、建築士事務所に対して、立入指導を行います。	建築指導課
140	建築開発等指導員の協力による違反建築の防止	建築開発等指導員設置要綱に基づき、都市計画区域のうち45市町村について、市町村による候補者の推薦をもとに建築開発等指導員を委嘱し、その協力のもと、違反建築、違反宅地開発を防止するための活動を行います。	建築指導課

取組3 消費者事故等の未然防止対策の推進

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
141	消費者事故情報の収集・情報提供	消費者事故等連絡会議（庁内）、消費者行政連絡協議会（市町村）を活用し、消費者事故等の情報収集に努め、消費者庁に速やかに通知するとともに、これらの情報について、関係行政機関での共有を図ります。	県民生活課
142	消費者への速やかな情報提供	国等から提供される消費者事故や、リコール製品に関する情報に加え、子どもや高齢者の暮らしの中での事故情報などを広く収集し、ウェブサイト「あいち暮らしWEB」やSNS等を通じて、速やかに県民への周知を行います。	県民生活課
143	苦情処理テスト結果の情報発信	クリーニングトラブル等、県の商品テスト室において実施した主な苦情処理テスト結果について、ウェブサイト「あいち暮らしWEB」やSNS等を活用して情報発信します。	県民生活課
144	消費者向け事故防止チラシの作成・配布	消費者が冬場に暖房器具等を使用する際の注意事項を盛り込んだチラシを作成し、液化石油ガス販売事業者等を通じて消費者に配布し、暖房器具等の不適切な使用によって発生する一酸化炭素中毒の危険性を周知します。	消防保安課 産業保安室
145	消費者安全法による立入調査等の実施	消費者安全法で定められた生命・身体事案及び財産事案について、機動的に報告徴収・立入調査権限を活用します。	県民生活課

取組4 規格・計量・表示の適正化

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
146	消費生活モニターによる情報収集	消費生活モニターから随時、不適正な表示などの情報を収集し、必要な情報は関係局へ提供するなど、規格、計量、表示の適正化を推進します。	県民生活課
147	計量法による指導・検査	不正確な計量を防止し、計量の一層の適正化を図るため、計量法に基づく各種事業登録の受理、定期検査及び商品量目等の立入検査を実施するとともに、計量に関する指導を行います。	商業流通課
148	家庭用品の品質に関する適正表示の確保	家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため、販売事業者に対し家庭用品品質表示法に基づく立入検査を行い、必要に応じて指導等を行います。	商業流通課

取組5 生活関連物資の安定供給

番号	具体的施策	施策の内容	担当課室
149	消費生活モニターによる価格・需給動向の観察・情報提供	消費生活モニターに生活必需品等の価格や品揃えなどについて観察を依頼し、大幅な価格変動や極端な品不足がみられた場合は情報提供を受けます。	県民生活課
150	価格動向及び需給状況の調査	物価が異常に高騰した場合などには、生活必需品等についての価格動向や需給状況調査を実施し、関係局と連携して所要の対策を講じるとともに、消費者へ情報提供を行います。	県民生活課

あいち消費者安心プラン2024

－第三次愛知県消費者行政推進計画－

2020（令和2）年9月発行

愛知県 県民文化局 県民生活部 県民生活課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL：052-954-6163（ダイヤルイン） FAX：052-972-6001

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenminseikatsu/plan2024.html>



あいち消費者安心プラン2024